

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 8 年 8 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 8 回定例総会議事録

署名委員 肥後安美

署名委員 濱手 薫

## 奄美市農業委員会第8回定例総会議事録

1. 招集日時 平成28年8月25日(木) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所4階中会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2		10	中棚昭三十
3	山下 優子	11	肥後 安美
4	榮 清安	12	濱手 薫
5	福島 吉宏	13	土浜 良二
6	前田 孝徳	14	中村 秀明
7	松崎 文好	15	吉 卓男
8	野崎 清志	16	平井 孝宜

4. 欠席委員 西 盛満

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・名瀬地区・住用地区農地パトロールについて
- ・9月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号 非農地の認定について

議案第63号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第64号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第65号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

#### 協議事項

- ・マイナンバーの徴収につて
- ・農業委員等ブロック別研修会について
- ・農業委員視察研修について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成28年第8回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は西 盛満委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に11番肥後 安美委員と12番濱手 薫委員  
の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第59号から議案第65号までの7  
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお  
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第 5 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長、会長代理、前田委員の報告事項が含まれておりますので、議長を福島委員に交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(福島委員)

議案第 5 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No. 3 1 につきましては、交換による所有権の移転でございます。3 ページにありますように受人はサトウキビ 2 0 1. 3 アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。

No. 3 2 につきましては、交換による所有権の移転でございます。1 1 ページにありますように受人はタンカン・ポンカン等 5 3. 2 アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で問題はないものと判断いたします。

No. 3 4 につきましては、売買による所有権の移転でございます。1 8 ページにありますように受人はタンカン 2 1. 6 アールを栽培しており、取得地にもタンカンを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 3 5 につきましては、売買による所有権の移転でございます。2 4 ページにもありますように受人はマンゴー 4 0. 1 アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 3 6 につきましては、生前贈与による所有権の移転でございます。3 3 ページにありますように受人は新規で 3 7 ページには営農計画書が添付されております。取得地には牧草を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 3 7 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。4 8 ページにありますように受人は野菜 2 9. 2 アールを栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No. 3 8 につきましては、贈与による所有権の移転でございます。5 6 ペー

ジにありますように受人はサトウキビ88.4アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.39につきましては、贈与による所有権の移転でございます。65ページにありますように申請人はサトウキビ88.4アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上8件で、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上です。

議長

(福島委員)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

7番

(松崎委員)

この農地法第3条の規定による許可申請の調査報告をいたしますが、これは先月に議案が上がりまして調査をする予定でしたが、渡人であり受人もある南さんが夫婦で旅行に出られた為に先月は大変皆様方にご迷惑を掛けた事をお詫び申し上げます。

7月26日(水)19時20分に電話をし確認をして自宅に出向きまして受人もあり渡人もあります南さんに父親の3名を交えてNo.31、No.32についてお話しをお伺いいたしました。聞き取りをした結果No.31の渡人の祖父と受人の父の祖父が昭和43年頃に土地を交換したそうです。現在に至るまでそのまま放置されており、No.32については基盤整備もされておりましたがこれも荒れ放題で荒廃地になっています。また、No.31の畑も荒れ放題で今現在は荒廃地になっております。色々とお話しを聞きました結果、両方とも今年度秋までにはパパイヤやらサトウキビやら野菜を植栽するというご返事を頂きました。これにつきまして子供達に対しての色々な条件とかまた調整に掛かる迷惑とかは絶対ありませんので申請書には間違いありませんので委員の皆様方のご判断ご審議の程をよろしくお願いしますというご返事でございます。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

1番

(前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請のNo.34の受入についてご報告いたします。

この受人はアポロ工芸の社長をされておりますが、8月22日午前11時にアポロ工芸の事務所に行きまして、本人に直接お会いして話しを聞く事が出来ました。渡人とは従兄弟叔父なるという事でこの申請のとおり間違いのないという事です。こちらの方で以前からタンカン等も隣の畑でずっと栽培しておりまして、今回この叔父の畑を買い取りましてそこにもタンカンを植える予定だという事でした。

渡人につきまして8月23日夕方6時に電話で確認いたしました。従兄弟である受人にやるという事でそれは間違いのないという事で、本人も腰を痛めて全く草むしりもしきれない状況になっているようで、従兄弟ですので金は要らないという話しだったけれども、ただでは後々気まずい思いをするだろうから最低価格で良いからという事で譲るという事にしたそうです。申請書のとおり間違いのないという事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」につきましては、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

16番

(平井委員)

8月22日午後1時頃現地の確認をいたしました。

場所ですが21ページと22ページにありますように上方の仲勝地区になるのですが、奄美ミートの上の方になります。現在農地の方は報告書の方には樹林地とあったのですが雑木の中のススキの状態ですので重機を入れれば農地となるような状況でした。以上報告を終わります。

1番

(前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請のNo.35の譲受人についてご報告いたします。

調査の連絡をしたのですが忙しい人でなかなか会えなくて、8月23日夕方6時に自宅の方に伺うという事で約束をして行ったのですが本人に急遽急用が出来て留守で、奥さんと話しをしたのですが奥さんの方は大体は分かるのだけれども詳しい事はよく分からないという事で、奥さんの方から携帯に電話を入れてもらって電話で話しをしたのですが、このとおりに間違いのないという事で渡人の方からは是非その分は自分は体調も崩している所以所有権移転で買って欲しいという事で頼まれまして889平方メートルの分を譲り受け事になったという事です。以上報告いたします。

9番

(大山委員)

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請のNo.35についての調査報告をいたします。

譲渡人本人は入院しているのではと聞いていたのですが、8月20日に自宅に電話しましたらお手伝いさんがおられ、退院し自宅におられますが本人との意思疎通は出来ないとの事でした。一人暮らしで名瀬に住んでいらっしゃる妹さんが面倒を見ているとの事でした。8月22日11時30分本人宅へ笠利分室長と伺いました。当日は社会福祉協議会から介護ヘルパーの方々が巡回風呂のために来られており、立会の下本人と申請内容について確認をしましたが会話及び聞き取りが出来る状態ではありませんでした。本議案については確認する事は出来ませんでした。

土地につきましては、和野の信号機から赤木名線に向かいましてすぐ左の方に入った所にございます。そこは耕耘を入れたらすぐに利用出来るような状態の土地でした。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請のNo.36について調査報告をいたします。

8月22日午前9時から関連する土地があります前田委員、土浜委員と笠利分室長の協力を頂き受人、渡人のお二方に面談をして申請内容及び現地確認をいたしました。32ページにございます申請地は節田字ハサマ外14筆について調査いたしました。受人、渡人は親子関係であり今回生前贈与として所有権を移転するとの事でした。土地につきましては、1番から15番まで申請人親子の案内で確認をしましたが、8番と13番につきましては現況が建設資材置き場として使用されておりましたので、今回の3条申請では移転出来ない旨を伝え、後日転用或いは非農地として処理して頂くよう指導いたしました。その結果申請人から削除の申し出がありましたので、この2筆については削除をお願いいたします。13筆につきましては現在お姉さん夫婦が畜産を営まれており牧草を植えてありますが、取得後は37ページの営農計画書ありますように牛10頭位を飼養し畜産経営を行いたいとの事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。以上でございます。

13番

(土浜委員)

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請No.36について調査報告いたします。

8月22日午前10時30分頃現地を見に行きました。資料の44ページ



をご覧ください。申請地はホテルティダムーンと原ハブ屋の中間で県道に面した所にありコンクリートブロックで囲まれています。中は砂や砂利その他建設会社の資材置き場として使われていました。以上報告を終わります。

6 番 (前田委員)

只今大山委員、土浜委員から報告がありました。14番と15番を私の方から報告いたします。

土地につきましては、現在飼料作が植え付けられており、農地として非常に管理が良好の状態でありました。委員の皆様の審議方よろしく申し上げます。以上です。

10 番 (中棚委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.37について調査報告いたします。

受人と渡人は兄弟の関係であります。譲受人には18日午後6時に本人に書類を持って行って確認をしました。本人は現在マルホン糖本舗という会社を持っていてサトウキビ生産から黒糖生産・販売を行っております。

譲渡人は弟でありましてマルホン糖本舗と一緒に経営をしております。本人には18日午前10時に書類を持って面談し土地の贈与について確認いたしました。本人もマルホン糖本舗の役員になっているため贈与という事でした。兄弟二人で製糖会社まで一緒にやって販売を行っております。

畑については大島北高のグラウンドの奥の方に工場と一緒にあります。現地にはサトウキビが植えられていますので問題はないと思います。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

15 番 (吉委員)

農地法第3条のNo.38、No.39について調査報告をいたします。

8月21日午後2時に受人と会い申請の出ているNo.38の笠利町大字辺留字當山田とNo.39の笠利町大字辺留字今勝外4筆の6カ所の現地を確認し、申請書についても内容確認をいたしました。申請書の中の自作地7,040平方メートルの中に今回の申請地も含まれているとの事でした。受人は現在独身で会社勤めではありますが、意欲的に農業に取り組み父の畑はすべて受人がサトウキビを植えている状況です。なお、会社でもサトウキビに関係した仕事をしていて、今後も兼業農家としてやっていきたいとの事でした。

次にNo.39の渡人について、自宅で話しを聞いてきました。渡人は受人の

父で高齢のためにサトウキビ栽培が非常に大変になり、申請書の農地をすべて長男の受人に贈与するとの事でした。申請書の内容については間違いのないとの事でした。

土地については現在サトウキビが栽培されており、今後もサトウキビを植えていきたいとの事でした。また、申請地は1種農地であり周辺の農地への影響もなく問題はないと思います。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、No.38、No.39共に別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.38について調査報告をいたします。

譲渡人が大島郡龍郷町大字浦に居住されておりますので、事務局から8月22日午後6時35分頃電話にて申請書により確認いたしました。譲受人と譲渡人は兄妹に当たり申請のとおり贈与として所有権の移転で間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

議長

(福島委員)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番

(前山委員)

先程のNo.35で私も調査した案件ですが、渡人の方の意思確認が出来なかったという報告がありましたので、その案件をどうするのか協議してもらいたいと思うのです。大山委員の方からそういう連絡を受けまして私も再度受人に三回程確認しに行ったのですが、事前の契約書は設定されておらず代金もまだ支払っていないと、これは農業委員会の許可があつて初めて所有権移転出来るので、それで契約書は作る予定ですよという事だったので、自分としても保留になつても良い、そんなに急ぐ訳ではないけれども自分も強引に取つた訳ではなく、とにかく渡人の方からお願いされて買って欲しいという事で頼まれて申請書を書いているという事で、他にマンゴー園をやっているようですがこちらの方も利用権設定をしてそこを管理運営しているみたいですよ。後々は渡人がこれ以上確認が取れなくなったらどうなるのか、今後確認が取れる予定があるのか、身内がないという事ですので子供も奥さんもないという事ですのでその辺りどうなるのかなと思つて、妹さんとかの意志

ではこれは全然別ではないかと思われまますので、そこら辺りどう対応するのか協議してもらいたいと思います。

4 番 (榮委員)

今意思の疎通が不可能という報告でしたけれども、後見人とかが付いていらっしゃるって3条申請が行われているのでしょうか。意思の疎通が出来ないので何故申請が出て来るのか一寸疑問です。

事務局

(有川笠利分室長)

この申請につきましては、受人の方から笠利の方に申請書が出てまいりました。これは全体的に審査に基づいてやりましたが、渡人の場合は本人の印鑑が押印してありますのでこれで事務局の方に申請という事で今回受け付けております。その当時につきましてはよく分かりませんが、その後先程委員さんが話しをされました様に入院されて退院して来られたと、私も同行して行ったのですが、それで農業委員として確認の調査をしましたら、No.36を大山委員、土浜委員、前田委員、私で確認の後そのまま一緒に和野の方に行って土浜委員、前田委員は車で待ってもらい大山委員と私とで渡人の自宅に伺いました。当日は先程のお話の様に社会協議会の訪問介護のお風呂の巡回日として介護ヘルパーさんと何時もお世話なさっている方がおられましたので、農業委員会の事案の聞き取り調査の件で本人との面会をお願いしました。渡人のベッドルームに通され介添えさん等の立会の下調査いたしました。寝たままで目は開いていましたが会話及び聞き取りに対しての意志反応は全く出来ない状況でそのまま失礼して帰ってまいりました。これにつきましては私の方では申請書の提出にはちゃんとした印鑑とかがありますので、そこで受け付けて委員さんの確認とこれが調査に基づいた確認ですのでそこに委ねるといのがこの委員会の方法ではないかと思っています。

1 1 番 (肥後委員)

今色々説明して頂きましたが、申請書を出されるまでは本人が元気でいたかも知れません、その後の確認が取れないという事は押印したからよろしいという事にはならないのではないかという思いがするのです。しかるべき所と言いますかしっかりした所の保証と言いますか経緯の確認が出来る所に任さないとお受けする訳にはいかないのではないのでしょうか。

4 番 (榮委員)

例えばこれは成年後見制度を使ってこの申請が公に証明された意味での売買契約がなりましたとなった場合は分かりますが、今のままでこれを農業委員会が承認したが為に後でごちゃごちゃ問題になった時農業委員会が責任を問われますよ。

9 番 (大山委員)

調査に行きました時に当初妹さんはおられませんでしたので、後から電話を下さいという事で一応お願いはしましたが、妹さんから電話が掛かってきまして実は私達はその様な事は全く知りませんでした、調査が入ってみて初めて売買する事を知りましたという事で、自分達としては売買に関しては承認出来ませんという話しを頂いたのですが、私は調査だけでしたのでそこまではと思っていましたのでそのまま帰ってきました。妹さんは名瀬におられまして面倒を見ていらっしゃるという事でした。

16 番 (平井委員)

確認よろしいですか。受人と渡人の関係はどうなっているのですか。

1 番 (前山委員)

受人と渡人は血縁関係は全くないという事です。受人の奥さんの話だと笠利のある方を介して知り合いになり永いお付き合いをしているだけの話だと聞きました。親戚関係ではないという事です。

議長 (福島委員)

今質疑がありますNo.35についてどういう取り扱いをしたら良いか、皆さんで決めて頂きたいのですが。

1 番 (前山委員)

この件につきましては大山委員からもそういった連絡を受けて、私も渡人になかなか会えず今朝も再度確認をしに受人と話しをしましたが、本人はどうしても買い取り所有権移転する必要はないので保留になっても構いはしないという事で、ただ正式な調査が出来なかったのであれば、そういう理由で保留であれば構いませよという事で、まだ売買契約書も交わしておらず、現時点では口頭で買ってくれという事で渡人からの要望で買い取るという事にしましたので別に急ぎはしませんという事でしたので、最終確認が出来ていない状況では調査未了という形で保留にすべきだと思われれます。その後体調

が回復してくれればよろしいのですがその辺りが心配です。

議長

(福島委員)

No.35については保留でよろしいでしょうか。他の案件については質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、No.35については保留という事で、他の案件については許可という事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

お諮りいたします。

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果No.35を除いて許可することに決定いたしました。

日程第4

議案第60号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.7につきましては、有料駐車場を建設するための申請でございます。申請地は朝日町の名瀬病院の道路辻向かいで、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の

施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。以上1件でございます。

議長

(福島委員)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

1番

(前山委員)

議案第60号の内法第4条の規定による許可申請のNo.7について調査報告をいたします。

この申請の委任を受けた代理人である行政書士に電話を入れて確認をいたしました。この申請は頼まれてやっていますけれども間違いありませんという事です。皆さんご存じの様に徳洲会病院の駐車場にしている用地が自衛隊の方に売買する事になりまして、駐車場がなくなりましてその向かい側にある土地を駐車場として貸すという事での申請です。この地区は浦上の共同墓地の隣で現徳洲会病院の道路向かいにあるのですが、以前からここは鉄筋工業の会社の資材置き場になっておりまして違反転用ではないかという事がありました。私共が農業委員する前から使われていたのもう農地ではないものだと思っており今回農地であったというのを知りましたが、そういった遊休農地の指導を農業委員会の方がされた形跡もないという事で、今回全部更地になっておりこの申請のとおり間違いなのでそのまま認めるべきではないかと思えます。以上です。

16番

(平井委員)

土地についての調査報告をいたします。

今前山委員の方から報告があった様に徳洲会病院の道向かいになります。以前は今あった様に資材置き場になっていたのですが、今の状況としましては整地がされており更地の状態となっております。また、事前着工もなく周辺に農地もない事から被害を及ぼす影響もないと思えます。以上です。

議長

(福島委員)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号農地法第4条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。

#### 日程第5

議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.18につきましては、売買による所有権の移転でプレハブ平屋を建設するための申請でございます。

申請地は宇宿のコーラルパームス手前の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.19につきましては、売買による所有権の移転で居宅と事務所を建設するための申請でございます。

申請地はNo.18と同じ場所で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.20につきましては、売買による所有権の移転でシーカヤック等の格納庫(コンテナ)を設置するための申請でございます。

申請地は知名瀬の海岸近くの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.21につきましては、売買による所有権の移転で店舗用駐車場を建設するための申請でございます。

申請地は用安の集落内の県道沿いの農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

<p>議 長</p>	<p>以上 4 件でございます。</p> <p>(福島会長)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 8 について調査報告をいたします。</p> <p>譲受人が東京都港区西麻布に在住されておりますので事務局から 8 月 2 2 日午後 6 時頃電話にて確認いたしました。許可申請書及び調査事項により譲受人氏名、住所、土地所在、取得面積、転用計画、権利事項、対価等を確認いたしました。譲受人は現在会社に勤めておりますが、小さいながらも自分の一軒家を奄美に建てたいと思って申請いたしました。申請書にはプレハブの平屋とありますが奄美は台風等の強い地域と聞いておりますので、プレハブではなく普通の一般住宅を建てたいと考えています。建築着工は許可が下り次第設計を依頼し年内には着工したいと思っております。自分はまだ若いので完成後の 2、3 年は月に 2、3 回は管理に来る事にして 4 5 歳位を目途に早期退職をして奄美に住みたいと思っております。現在は仕事の関係で会社の近くに住んでおり実家の神奈川県横浜市に父母がおりますが、奄美に居住する事になりましたら父母も一緒に住むつもりです。その他につきましては申請書のとおりですのでよろしくをお願いいたしますとの事でした。以上です。</p>
<p>8 番</p>	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第 6 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 8、No. 1 9 の譲渡人について調査報告をいたします。</p> <p>8 月 2 4 日午後 1 時 3 0 分譲渡人のお宅で聞き取り調査を行いました。この土地は昨年の 1 2 月振興地域整備計画変更を申請した土地です。譲渡人は 8 6 歳の高齢者で足腰が弱り家から遠い畑は手放すという事でした。申請地周辺は住宅や別荘が建ち並んでおります。譲渡人はお二人に譲渡するのは間違いのないという事でした。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
<p>1 1 番</p>	<p>(肥後委員)</p> <p>議案第 6 1 号の内法第 5 条の規定による許可申請 No. 1 8、No. 1 9 の土地の調査をいたしました。場所が同一地番の分筆された土地ですので一緒に報</p>



告いたします。

8月24日16時30分より現地に行って調査確認いたしました。この土地は昨年の12月定例会に提出された農用区域の変更申請に対して既に変更が許可された土地であります。いずれの申請地も現況はサトウキビが作付けされた形跡はありますが手入れはされていない状態でした。事前着工及び周辺の農地への影響も考えられず問題ないと思います。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第5条の規定による許可申請No.19について調査報告をいたします。

譲受人が沖縄県名護市に在住されておりますので事務局から8月22日午後5時頃電話にて確認いたしました。許可申請書及び調査事項により譲受人氏名、住所、土地所在、取得面積、転用計画、権利事項、対価等を確認いたしました。譲受人は現在沖縄県名護市において漁業関係の設計、水産資材の販売の仕事をされておりますが、転用の許可が下り次第申請地に居宅及び事務所を建築したいとの事でした。住居及び事務所の面積に対し所用面積が大きい事に対しては、申請書のとおり駐車場及び資材置き場として利用したいとの事でした。遅くとも10月から12月までには着工したいとの事で、沖縄の事務所は後継人(部下)に引き継ぎを行っているところです。内容については、申請書のとおりですのでよろしくお願いいたしますとの事でした。以上です。

事務局

(池次長)

西委員が体調不良のため欠席しておりますが、調査報告書を預かっておりますので事務局で代読いたします。

農地法第5条の規定による許可申請No.20について調査報告いたします。

8月20日午後2時30分頃受人の事務所の方で聞き取り調査をしました。受人は朝仁町の方で観光ガイドを従業員4人でやっているそうです。今回の申請の理由としては港近くに位置して海洋レジャー用のシーカヤック等の格納庫コンテナ設置に利用するという事です。地番、面積、対価等も申請書のとおり間違いのないという事です。

申請地の方は103ページにあります様に周りは住宅地に囲まれており更地で何も作物が作られていない土地です。以上です。

1番

(前山委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.20の渡人について調査報告をいたします。

8月21日(日)午後5時頃春日町の自宅を訪問しまして本人から聞き取り調査をいたしました。その結果この申請書に書かれているとおりに間違いがないという事で、渡人本人も知名瀬の出身なのですが、知名瀬を出られてもう30年余りになって春日町の市営住宅に住まわれておりました。不動産にお願いしてありますのでこのとおりに間違いありませんという事ですが、受人本には未だ会った事はないという事でした。申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でした。以上です。

13番

(土浜委員)

議案第61号No.21農地法第5条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

8月22日午前10時50分頃譲受人に現場にて聞き取り調査を行いました。『カロリーベーカリー』のパン屋を営んでおり駐車場が狭いため隣接している渡人の土地を駐車場として使用するため取得するとの事でした。

その後11時10分頃譲渡人の自宅にて本人から話しを伺いました。調査確認をした結果、申請書の内容等については間違いがないとの事でした。

土地については、譲受人の経営されている店と県道に挟まれた所にあり、面積的にも計画された10台近いスペースで特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。以上です。

議長

(福島委員)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.18とNo.19についてですが、この地区は色々出て今年の農地パトローでも行って、建てると言って建てずにほったらかしとかそういうものがあるのですが、調査された方々は今回調査して申請通りやるのかどうか確認はどうだったでしょうか、調査したものがあれば聞かせて下さい。

事務局

(有川笠利分室長)

これにつきましては、先程から現地の確認の委員さんからもありましたとおり、昨年12月に農振除外の申請がされた所でございます。その当時も一応確認し案件の中ではございませんでしたが、No.19の受人が取得するとい

う事で農振の除外を行った所です。No.18の受人につきましては農振の除外の時にはございませんでしたが、土地の分割で奄美に來られて良い所だなどという事で、先程話した様に自分は未だ若いのですが将来的に父母と一緒に住むために家は造りますと、申請書ではプレハブ平屋という事でしたが台風の関係風が強いという事で一般住宅で一寸小さいのですががっちりした住宅を造りたいという意志を話されていまして。ですのでこれにつきましては、No.19の受人ももう既に部下との引き継ぎを行っておりますよという事でございます。

15番

(吉委員)

先程の説明の中でもこれから設計図をやるという話しでしたが、果たして本当に両方とも平面図も出ていない状態でこれの許可が下りて申請書のようにやるのか、ただ土地を買って置いておこうという感じではないのかなど、それを一寸心配したものですから。

事務局

(有川笠利分室長)

普通申請の場合は、はっきりとした許可が出なければ設計会社に設計書を頼みますので次々と手続き等が出来ないという面もありますので、最初から設計を予備の設計で良いのですが許可が下りない限り設計を頼んでも無駄になるという事ですので、一応許可下り次第設計に入るという事でした。

15番

(吉委員)

農振が下りているのだから下りるに決まっているのでは、果たして申請の様にやるのかという話しでやってもらえばそれで良いのですが、そのところが一寸心配でしたので。

事務局

(有川笠利分室長)

追加ですが、ここの中では話しておりませんが、この申請について着工が1年以内ですよという事は確認を取っています。ですので許可次第という事でNo.19の方でも遅くても10月から12月には着工したいという確認は取っております。

15番

(吉委員)

はい、分かりました。

議 長	<p>(福島委員)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第61号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第61号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認め、これを許可することに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>議事を再開いたします。</p> <p>日程第6</p> <p>議案第62号非農地の認定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No.20につきましては、平成7年頃から休耕放棄しており農地として利用できないための申請でございます。申請地は小宿・里集落の傍の斜面になります。現地の状況等については担当調査委員より報告があると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上1件でございます。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>調査につきまして西委員より体調不良つき事務局への依頼がありましたので報告いたします。</p> <p>議案第62号非農地の認定No.20について、8月23日午後1時20分頃申請者と局長と私3名で非農地申請地の現地を確認しました。1筆につきましては約30年前その当時家畜の山羊、鶏を飼っており周りにスモモ等を植えていた経緯があります。その後何も利用する事なく荒れ果ててしまい農地として利用する事が出来ない状況と判断いたしました。もう1筆につきましても同様に約30年前スモモ等を植えてその後何も利用する事なく荒れ果ててしまい、農地として利用する事が出来ない状況と判断いたしました。今回の申請につきましては特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第62号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第62号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第63号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第63号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第63号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第64号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には白石委員に関する案件が含まれておりますので白石委員の退席を求めます。</p> <p>(白石委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

白石委員の着席を求めます。

(白石委員着席)

日程第9

議案第65号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号笠利地域農用地利用集積（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

- ・マイナンバーの徴収について
- ・農業委員等ブロック別研修会について
- ・農業委員視察研修について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。



平成28年8月25日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

